

第2節 避難生活への支援

1 避難所生活者への支援

区は、各避難所の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、要配慮者に配慮した生活環境の確保、補装具・日常生活用具の支給、援助者の派遣、介護・入浴等の福祉サービスを実施する。

2 在宅避難者への支援

区は、民生・児童委員、福祉サービス事業所等と連携して、在宅の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、情報提供、見守りネットワーク、生活支援、福祉サービスの提供、巡回訪問等の日常生活の支援を実施する。

第3節 福祉避難所での支援

区は、福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者などを受入れ、要配慮者などの特性に合わせた生活支援を実施する。

要配慮者管理班は、支援に必要な物資及び人員の確保等、福祉避難所の管理を行う。

〈福祉避難所での支援例〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 福祉避難所の整備（必要に応じ段差の解消、手すり、パーテーション等の設置、冷暖房の確保）② 情報伝達手段（掲示板の設置、手話通訳者等）の確保③ 福祉避難所の開設、受入れ開始④ 避難者への健康管理（専門家によるカウンセリングや巡回相談等）⑤ 避難所内相談窓口の設置（要介護認定申請、生活支援サービスの申請等）⑥ 食料・飲料水の確保（要配慮者に配慮したやわらかい食べ物等） 等 |
|--|

■今後の課題

発災時に迅速な支援を行うため、民生・児童委員、町会・自治会、自主防災組織はあらかじめ避難行動要支援者の情報を把握しておき、支援態勢を確立しておく必要があるが、そのための避難行動要支援者名簿の管理・活用方法が課題である。